

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（小松学区他 3 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
契約金額	91,154,356 円（年間予定額）
契約の相手方	[所在地] 大津市小野 2 2 3 番地の 4 [名称] 株式会社志賀衛生社
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境の下に健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律はその確実な履行を最優先に位置付けている。このことを受け、市町村が廃棄物の処理を委託する場合の委託料は受託業務を遂行するに足りる額であることが求められており、価格の低廉性を重要な要素と位置付ける競争入札によってその要請を確保することは困難であることから、随意契約の方法により契約の締結をする。</p> <p>㈱志賀衛生社は委託場所の区域において、合併以前から家庭系一般廃棄物の収集運搬の経験を有しているため、区域内の集積所の状況などを熟知しており、住環境の美化を求める市民の期待に応えることができる。加えて、収集運搬に必要な車両等の設備を保有し、多量の廃棄物を分別ごとに効率的に安全に各地域の当該業務を遂行できる唯一の業者である。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（葛川学区他 15 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
契約金額	428,145,067 円（年間予定額）
契約の相手方	[所在地] 大津市本堅田六丁目 24 番 16 号 [名称] 株式会社大津衛生社
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境の下に健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律はその確実な履行を最優先に位置付けている。このことを受け、市町村が廃棄物の処理を委託する場合の委託料は受託業務を遂行するに足りる額であることが求められており、価格の低廉性を重要な要素と位置付ける競争入札によってその要請を確保することは困難であることから、随意契約の方法により契約の締結をする。</p> <p>(株)大津衛生社は委託場所の区域において、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を行っていることから、区域内の集積所の状況などを熟知しており、住環境の美化を求める市民の期待に応えることができる。加えて、収集運搬に必要な車両等の設備を保有し、多量の廃棄物を分別ごとに効率的に安全に各地域の当該業務を遂行できる唯一の業者である。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（逢坂学区他 8 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
契約金額	308,071,859 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市大石中六丁目 2 番 20 号 〔名称〕 株式会社タケノウチ
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境の下に健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律はその確実な履行を最優先に位置付けている。このことを受け、市町村が廃棄物の処理を委託する場合の委託料は受託業務を遂行するに足りる額であることが求められており、価格の低廉性を重要な要素と位置付ける競争入札によってその要請を確保することは困難であることから、随意契約の方法により契約の締結をする。</p> <p>（株）タケノウチは委託場所の区域において、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を行っていることから、区域内の集積所の状況などを熟知しており、住環境の美化を求める市民の期待に応えることができる。加えて、収集運搬に必要な車両等の設備を保有し、多量の廃棄物を分別ごとに効率的に安全に各地域の当該業務を遂行できる唯一の業者である。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（大石学区他 7 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
契約金額	3 1 3, 7 8 8, 5 3 2 円（年間予定額）
契約の相手方	[所在地] 大津市大江二丁目 1 番 8 号 共立ビル 2 - A [名称] 大五産業株式会社大津支店
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境の下に健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律はその確実な履行を最優先に位置付けている。このことを受け、市町村が廃棄物の処理を委託する場合の委託料は受託業務を遂行するに足りる額であることが求められており、価格の低廉性を重要な要素と位置付ける競争入札によってその要請を確保することは困難であることから、随意契約の方法により契約の締結をする。</p> <p>大五産業大津支店は委託場所の区域において、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を行っていることから、区域内の集積所の状況などを熟知しており、住環境の美化を求める市民の期待に応えることができる。加えて、収集運搬に必要な車両等の設備を保有し、多量の廃棄物を分別ごとに効率的に安全に各地域の当該業務を遂行できる唯一の業者である。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。